

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第215号）

- 1 審査請求の対象となった本件公開請求の対象文書（諮問案件第267号）
○○年○月○日国道○○○号第1隧道落雪事故の事務処理文書に係る組織共有文書一式（弁護士との打合せ資料等を含む）
- 2 本件公開請求に対する処分の内容
非公開決定
- 3 担当課（所）
土木部道路整備課
- 4 審査請求等の経緯

(1) R元. 10. 8 公開請求	(4) R 2. 1.31 諒問
(2) R元. 10.23 非公開決定	(5) R 3. 1.29 答申
(3) R元. 12.10 審査請求	

5 諒問に係る審査会の判断結果

石川県土木部道路整備課（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき次に掲げる文書は部分公開が相当と認められるが、その余について非公開とした決定は、妥当である。
(公開が相当と認められる公文書)

審査請求人との示談交渉を弁護士に委託した際の手続き関係書類

該当条項	審査会の判断要旨
条例第7条 第2号 第6号 (非公開)	<p>審査請求人は、「非公開は、実施機関が不都合な事実等が多々あるからである。実施機関は、審査請求人との合意事項等の隠蔽や事実の歪曲化を図っているとしか思えない。」と主張し、実施機関からは、「この情報が公開されると、正規の交渉の場を経ないで示談交渉の相手方である審査請求人に示談に関する情報が伝わり、示談交渉そのものが成り立たなくなってしまう。また、示談交渉の進展に影響を及ぼすばかりではなく、今後の同種事務の示談交渉においても合理的な運用ができなくなる。」と主張している。</p> <p>本件につき、非公開（条例第7条第6号に該当）とするためには、「交渉又は争訟に係る事務に関して作成又は取得された公文書であること」及び「公開することにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあること」の2つの要件を満たす必要がある。</p> <p>本件対象文書のうち、審査請求人と実施機関とのメール記録、審査請求人と弁護士との交渉文書については、「当事者としての地位を不当に害するおそれがある」ものとは認められないが、特定個人に関する情報であるため、条例第7条第2号の個人情報に該当し、非公開とすべきであると思料される。</p> <p>その他の文書（審査請求人との面談記録・応接記録、内部の協議資料、土木事務所や損害保険会社との文書やメール記録、弁護士との打合せ資料やメール記録等）について、示談交渉を弁護士に委託した際の手続き関係書類は部分公開が相当と認められるが、その余については、上記の2つの要件を満たすものとして非公開とした決定は妥当である。</p>

- 6 審議経緯 審査回数 4回

(別 紙)
答申第215号

答 申 書

令和3年1月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書につき、次に掲げる公文書については、条例第8条第1項の規定による部分公開が相当と認められるが、その余について、石川県知事（以下「実施機関」という。）が、非公開とした決定は妥当である。

（部分公開が相当と認められる公文書）

審査請求人との示談交渉を弁護士に委任した際の手続き関係書類

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

（1）公開請求1

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、令和元年5月20日に次に係る公文書の公開請求（以下「公開請求1」という。）を行った。

（公開請求1の内容）

① ○○年○月○日国道○○○号○○第1隧道落雪事故（以下「本件事故」という。）の事務処理文書に関して（期間：○○年○月○日～現在）

- ・事務処理（決裁等） 1式
- ・組織メール 1式（道路整備課+石川土木総合←→損害保険会社）
- ・損害保険会社との契約書 1式

② 本件事故の事務処理に関して

- ・事故処理マニュアル（落雪のみではなく全体） 1式
- ・石川県道路設計要領等（防雪・落雪対策関連含む） 1式

共通仕様書は不要（石川県HP掲載済）

（2）公開請求2

本件事故に関して、審査請求人は、改めて令和元年10月8日に次に係る公文書の公開請求（以下「公開請求2」という。）を行った。

（公開請求2の内容）

① 本件事故における組織共有文書 1式（期間：○○年○月○日～現在）
経緯等を組織として保管されているもの

② 本件事故の事務処理に関して

- 弁護士との打ち合わせ及び連絡文書 1式（組織メール含む）
- 資料に請求者作成分がある場合は不要

2 実施機関の決定

（1）公開請求1に係る決定

実施機関は、公開請求1のうち次に掲げる請求について、対象文書を特定し、令和元

年6月3日に条例第8条第1項の規定により部分公開を決定し、一部公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

(部分公開決定に係る請求)

① 本件事故の事務処理文書に関して（期間：○○年○月○日～現在）

- ・組織メール 1式（道路整備課+石川土木総合←→損害保険会社）
- ・損害保険会社との契約書 1式

(一部公開しない理由)

条例第7条第2号（個人情報）に該当

また、実施機関は、公開請求1のうち次に掲げる請求について、同日付けで不存在を決定し、保有していない理由を付して審査請求人に通知した。

(不存在決定に係る請求)

① 本件事故の事務処理文書に関して（期間：○○年○月○日～現在）

- ・事務処理（決裁等） 1式

② 本件事故の事務処理に関して

- ・事故処理マニュアル（落雪のみではなく全体） 1式
- ・石川県道路設計要領等（防雪・落雪対策関連含む） 1式

(保有していない理由)

当該文書を作成しておらず、現存しないため。

（2）公開請求2に係る決定

実施機関は、公開請求2について、令和元年10月23日に非公開を決定（以下「本件処分」という。）し、次のとおり公開しない理由を付して審査請求人に通知した。

(公開しない理由)

条例第7条第6号に該当

上記の公文書を公開することにより、県が行う交渉又は争訟に係る事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼす恐れがあるため。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年12月10日に行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対して審査請求を行った。

4 質問

実施機関は、令和2年1月31日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき質問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、公開しない決定を取り消した上で、組織共有文書（以下「組織公用文書」という。）の保全と全面的な公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由要旨

本件事故発生から公開請求2の請求までの間に行われた実施機関との示談交渉の経過等を踏まえ、審査請求書及び反論書において、審査請求人が主張している理由要旨は、概ね次のとおりである。

なお、審査請求書及び反論書において、審査請求人が称する「道路管理者」は、「実施機関」と読み替えるものとする。

(1) 審査請求書

情報を公開しない決定は、実施機関が不都合な事実等が多々あるからである。

実施機関は、審査請求人との合意事項等の隠蔽や事実の歪曲化を図っているとしか思えない。少なくとも全てにわたり事務の適正な遂行を行ってきたとはいえないし、情報を公開しない決定は、実施機関が不都合な事実等を隠蔽しようとするものと考える。この情報公開がなされなければ何のための情報公開なのか。情報公開の非公開は組織の不都合な事実等を隠蔽することとなり、甚だしく不当と考える。

(2) 反論書

実施機関の弁明書には、「県の提示する過失割合と審査請求人が主張する過失割合の差が大きい」とあるが、実施機関は割合の提示はされるものの、事例等の根拠提示がなく合意できなかったものである。また、「早期解決を図るため」とあるが、早期解決を図るための努力をしてきたか甚だ疑問である。さらに、「正規の交渉の場」とあるが、正規の交渉の場を否定し黙殺を画策したのは実施機関ではないのか。

条例第1条には「県民の知る権利を尊重し、(中略) 県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」とあるが、実施機関は不都合な事実を隠すことで、知る権利を否定し、説明する責務を放棄している。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書で主張している要旨は、概ね次のとおりである。

なお、弁明書において、実施機関が称する「当県」又は「県」は、「実施機関」と読み替えるものとする。

本件事故については、審査請求人と実施機関との間で示談交渉を行ってきたものの、実施機関の提示する過失割合と審査請求人が主張する過失割合の差が大きい。そこで、早期解決を図るため、弁護士に本件事故に係る審査請求人との示談交渉に関する一切の

権限を委任している。

審査請求人が公開を求めている公文書には、本件事故に係る示談交渉に関する事務処理において、実施機関が提示した過失割合や示談方法、弁護士との示談交渉に関する打合せ内容等、本件事故に係る個別具体的な示談交渉の進め方等の内部的な方針が記載されている。

この情報が公開されると、正規の交渉の場を経ないで示談交渉の相手方である審査請求人に示談に関する情報が伝わり、示談交渉に当たり実施機関の交渉手法が知られてしまい、示談交渉そのものが成り立たなくなってしまう。

また、弁護士に委任した示談交渉の進展に影響を及ぼすばかりでなく、今後の同種事務の示談交渉においても合理的運用ができなくなることから、示談の早期円満解決が望めず、示談成立が困難又は不可能になるおそれがある。

以上のことから、条例第7条第6号ロの「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものと判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。

当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件対象文書について

県管理の国道に設けられた隧道坑口上部からの落雪により、走行中の審査請求人所有車両に損害が発生したとして、審査請求人と実施機関との間で示談交渉が進められてきたところ、公開請求2に係る対象文書は、本件事故発生日から請求日までの間に作成された、本件事故に関する組織共用文書及び弁護士との打合せや連絡文書の一式（以下「本件対象文書」という。）である。

なお、公開請求2の①の請求期間「〇〇年〇月〇日～現在」と公開請求1の①の請求期間「〇〇年〇月〇日～現在」の始期は、いずれも本件事故発生日であることから、組織共用文書のうち、道路整備課及び石川土木総合事務所と損害保険会社との間でやり取りした組織共用メールが重複することとなる。

この点、公開請求1は、一部公開決定通知が発出されてから3箇月以上が経過し、不服を申し立てる機会を失するとともに、審査請求書においても何ら触れられていないことから、当審査会としては、公開請求1の①に係る対象文書の処分決定については争い

がない（ただし、重複期間における当該組織共用メールに限る。）ものとしたうえで、その余の文書を本件対象文書と特定し、以下検討することとする。

3 条例第7条第6号の趣旨

実施機関は、本件対象文書が条例第7条第6号ロの非公開情報に該当する旨、主張している。

条例第7条第6号は、「県の機関（省略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定したうえで、具体的に「次に掲げるおそれ」として、イからホを定めている。このうちロは、「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」と規定している。

また、ロの解釈については、「石川県情報公開条例の解釈運用基準」において、「相手方との話し合いによる取決めをすることを目的として行われるものについて、県の対応方針、手法等が公開されれば、当事者としての地位が不当に損なわれることになるおそれのあるものがあり、このような情報については、非公開とする。」とされ、これに該当するものとして、「訴訟に関する弁護士との打合せ経過記録」が具体に例示されている。

4 条例第7条第6号ロの該当性について

本件につき、条例第7条第6号ロを適用するためには、「交渉又は争訟に係る事務に関して作成又は取得された公文書であること」及び「公開することにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがあること」の2つの要件を満たす必要がある。

そこで、当審査会において、本件対象文書を見分したところ、その記載内容等により、次の区分に分類することができることから、当該区分ごとに、条例第7条第6号ロの該当性について検討することとした。

区分1：審査請求人と実施機関とのメール記録、審査請求人と弁護士との交渉文書

区分2：審査請求人と実施機関との面談記録又は電話による応接記録、実施機関内部の協議資料、実施機関と土木事務所や損害保険会社との文書やメール記録

区分3：弁護士に委任した際の手続き関係書類、弁護士と実施機関との打合せ資料やメール記録

（1）区分1について

区分1は、本件事故の「交渉に係る事務に関して作成又は取得された公文書」であると認められるが、その内容は、審査請求人と実施機関とのメール記録や審査請求人と弁護士との交渉文書であり、審査請求人が当事者として既に知り得ている情報であることから、これが審査請求人に公開されても「当事者としての地位を不当に害するお

それがある」ものとは認められない。

しかしながら、これらの文書に記載された情報は、特定個人に関する情報であるため、条例第7条第2号の個人情報に該当し、非公開とすべきものであると思料される。

情報公開制度においては、公開請求者のいかんを問わず、公開請求があった公文書の公開決定等に係る判断を行うものであるから、個人に関する情報が記載されている公文書については、本人からの公開請求であっても公開しないこととされている。

(2) 区分2について

区分2は、本件事故の「交渉又は争訟に係る事務に関して作成又は取得された公文書」であると認められる。その内容は、審査請求人との面談記録・応接記録、内部の協議資料、土木事務所や損害保険会社との文書やメール記録であり、交渉時における相手方の言動とともに、それに対する実施機関の対応方針をまとめたものである。こうした内部情報が交渉の相手方に知られることになれば、当事者としての地位が不当に損なわれることとなり、対等な立場で相手方と交渉を行うことが困難であると認められることから、交渉の一方の当事者である実施機関には、これを公開されない正当な利益があるものと認められる。

(3) 区分3について

区分3は、本件事故の「交渉又は争訟に係る事務に関して作成された公文書」であると認められる。その内容は、弁護士との打合せ資料やメール記録であり、交渉の進め方や相手方への通知書作成に係る弁護士との協議内容である。こうした内部情報が交渉の相手方に知られることになれば、当事者としての地位が不当に損なわれることとなり、対等な立場で相手方と交渉又は争訟を行うことが困難であると認められることから、交渉又は争訟の一方の当事者である実施機関には、これを公開されない正当な利益があるものと認められる。

ただし、次に掲げる文書については、「公開することにより、当事者としての地位を不当に害するおそれがある」ものとは認められないため、条例第7条第2号該当性による非公開情報を除き、条例第8条第1項に基づき部分公開とするのが相当である。

(部分公開が相当と認められる文書)

相手方との示談交渉を弁護士に委任した際の手続き関係書類

5 見分結果

当審査会において本件対象文書を見分した結果、本件事故に係る審査請求人との示談交渉を弁護士に委任した際の手続き関係書類を除く、他の文書については、条例第7条第2号又は同条第6号ロの何れかの非公開情報に該当するものと思料された。

6 その他

当審査会は、本件公開請求に対する本件処分の妥当性について判断するものであり、これ以外に審査請求人は、本件事故の示談交渉における実施機関の対応について、様々な意見を述べるが、当審査会の判断を左右するものではない。

なお、条例第7条第2号該当性により非公開が相当とされた文書については、個人情報保護条例の規定に基づき、本人情報が開示対象となり得る場合がある。

7 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

なお、本件処分の結果そのものに影響を及ぼすものではないが、非公開事由としては、条例第7条第6号ロとともに同条第2号を追加すべきである。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

なお、当審査会の小堀委員は、審査会の了承を得て本件諮問案件の審議を回避した。

審 査 会 の 処 理 経 緯

年 月 日	処 理 内 容
令和2年1月31日	○ 諒問を受けた（諒問道整第2910号）
令和2年1月31日	○ 実施機関から弁明書の提出を受けた。
令和2年2月25日	○ 実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
令和2年8月20日 (第308回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年10月13日 (第310回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年11月10日 (第311回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和2年12月22日 (第312回審査会)	○ 事案の審議を行った。